

- 二 請求者が死亡した者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類
- 三 請求者が許可医薬品の副作用により死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類

(葬祭料の請求)

第十八条 法第十六条第一項第五号の葬祭料の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

- 一 死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所
  - 二 請求者の氏名、生年月日及び住所並びに死亡した者との関係
  - 三 死亡した者の死亡の原因とみられる許可医薬品の名称
  - 四 死亡した者の死亡年月日
- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 死亡した者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類
  - 二 死亡した者の死亡がその原因とみられる許可医薬品を使用したことによるものであることを証明することができる書類
  - 三 死亡した者の死亡の原因とみられる許可医薬品の使用期日、使用目的及び使用方法を明らかにすることができる書類
  - 四 請求者が死亡した者について葬祭を行う者であることを証明することができる書類

(未支給の副作用救済給付の請求)

第十九条 令第十五条の規定により未支給の副作用救済給付の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

- 一 副作用救済給付を受けることができた者で死亡したもの(以下「支給前死亡者」という。)の氏名及び生年月日
  - 二 請求者の氏名及び住所並びに支給前死亡者との身分関係
  - 三 未支給の副作用救済給付の種類
  - 四 支給前死亡者の死亡年月日
- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 支給前死亡者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類
  - 二 請求者と支給前死亡者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本
  - 三 請求者が支給前死亡者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類
  - 四 請求者が支給前死亡者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類
  - 五 支給前死亡者が給付を受けようとした場合において、提出すべきであった書類その他の資料でまだ提出していなかったものがあるときは、当該書類その他の資料
- 3 未支給の副作用救済給付の支給の請求をする場合において、支給前死亡者が死亡前にその副作用救済給付の支給を請求していなかったときは、未支給の副作用救済給付の支給を請求しようとする者は、当該未支給の副作用救済給付の種類に応じて第四条、第五条及び前三条の例による請求書及びその添付書類を機構に提出しなければならない。